

別表第1（第2条関係）

表彰の種類	対象となる事由	対象となる個人又は団体
表彰状	(1) 自主防災活動等の実践について継続的に著しく努力し顕著な功績をあげたもの（感謝状の対象となる事由に該当する事案で、その功労が特に顕著なものを含む。）	(1) 京都市自主防災組織推進要綱に基づき設置された自主防災組織又はそのブロック組織 (2) 前号の組織の役員又は構成員
	(2) 自主防火管理等の実践について継続的に著しく努力し顕著な功績をあげたもの（感謝状の対象となる事由に該当する事案で、その功労が特に顕著なものを含む。）	(1) 京都市火災予防規程第6条に規定する防火対象物のうち、事業所等に該当するもの (2) 前号の事業所等の防火管理者若しくは統括防火管理者又はこれらに準じる者 (3) 第1号の事業所等の危険物取扱者若しくは危険物保安監督者又はこれに準じる者
	(3) 自主的な火災予防等の活動について継続的に著しく努力し顕著な功績をあげたもの（感謝状の対象となる事由に該当する事案で、その功労が特に顕著なものを含む。）	(1) 一般市民 (2) 市民の団体 (3) 消防行政に係る協力団体又は関係団体 (4) 前2号の団体の役員又は構成員
賞状	(1) 火災予防等の活動に協力して一般の模範となるもの	(1) 消防に関する図画・ポスター・作文の募集等に応募した個人又は団体 (2) 自主的な防火及び防災活動の実施に当たり、積極的に参加した個人又は団体
感謝状	(1) 水火災又は地震等の災害の予防、警戒又は鎮圧に協力したもの（原則として応急消火義務者の場合は除く。） (2) 人命の救助（救急救護を含む。）に協力したもの（原則として応急消火義務者の場合は除く。） (3) その他消防行政又は消防業務の推進に協力したもの	表彰状の項と同じ

別表第2（第3条関係）

表彰の種類	表彰の区分	表 彰 の 基 準
表彰状	市長	(1) 功労等が特に抜群で他の模範となるもの (2) 過去に同一事由により局長の表彰状を受賞したもので、更に上位の表彰を受けるにふさわしい継続的に良好な結果のあるもの (3) 市長が特に表彰する必要があると認めるもの
	局長	(1) 功労等が抜群で他の模範となるもの (2) 過去に同一事由により署長の表彰状を受賞したもので、更に上位の表彰を受けるにふさわしい継続的に良好な結果のあるもの (3) 局長が特に表彰する必要があると認めるもの
	署長	(1) 功労等があり他の模範となるもの (2) 署長表彰を受けるにふさわしい継続的に良好な結果のあるもの (3) 署長が特に表彰する必要があると認めるもの
賞 状	市長	(1) 功績が特に抜群であるもの (2) 市長が特に表彰する必要があると認めるもの
	局長	(1) 功績が抜群であるもの (2) 局長が特に表彰する必要があると認めるもの
	署長	(1) 功績があるもの (2) 署長が特に表彰する必要があると認めるもの
感謝状	市長	(1) 功労又は功績が特に抜群であるもの (2) 市長が特に表彰する必要があると認めるもの
	局長	(1) 功労又は功績が抜群であるもの (2) 局長が特に表彰する必要があると認めるもの
	署長	(1) 功労又は功績があるもの (2) 署長が特に表彰する必要があると認めるもの

別表第3（第4条関係）

功労等の等級	功 勞 等 の 程 度	金 額
1 級	功労等が特に抜群に優秀であるもの	円 100,000
2 級	功労等が抜群に優秀であるもの	70,000
3 級	功労等が優秀であるもの	50,000
4 級	功労等が優良であるもの	30,000円以内 において別に定める額

別表第4（第8条関係）

表 彰 上 申 事 案	事 務 局
消防出初式における表彰に係る上申事案	総 務 部 総 務 課
退職消防団員に対する表彰に係る上申事案	総 務 部 消 防 団 課
危険物安全週間における表彰に係る上申事案	予 防 部 指 導 課
消防記念日における表彰に係る上申事案	予防部予防課及び市民安全課
上記以外の表彰上申事案（随時表彰）	表彰上申事案を主管する局の課